

大分市消防局 基本計画 2031

概要版

安全・安心なまちづくり



Oita City Fire Department
Basic Plan 2031

基本方針

市民生活の安全・安心を確保するため、本市における災害状況を分析し、火災予防を推進するとともに、消防体制と救急・救助体制の充実を図り、車両や人員及び資機材(※1)の整備を図ります。

さらに、近年地震や風水害などの自然災害が各地で頻発し、その災害は大規模化、複雑化、多様化の傾向にあり、これらに対応するため関係機関と連携強化し、緊急消防援助隊等(※2)の体制の充実を図ります。特に、本市で大規模災害が発生した際、他市町村消防本部からの救急・救助応援を受けるための受援体制を構築します。

○計画の期間 2022(令和4)年度～2031(令和13)年度

○計画の内容

この計画は、「総論」「各論」によって構成します。

「総論」では、消防を取り巻く社会の動向等から課題を抽出し、これからの大分市消防局が目指す姿を『基本方針』に記載します。

「各論」では、大分市総合計画(市最上位計画)にある、4つの主な取組に紐づくように4つの章に分け、『基本方針』を達成するために、当局が所管する全ての業務(事務事業)を網羅した取組を記載します。

～ 大分市消防局基本計画が、大分市総合計画に記載した目標設定を達成するための「道標」となります。～

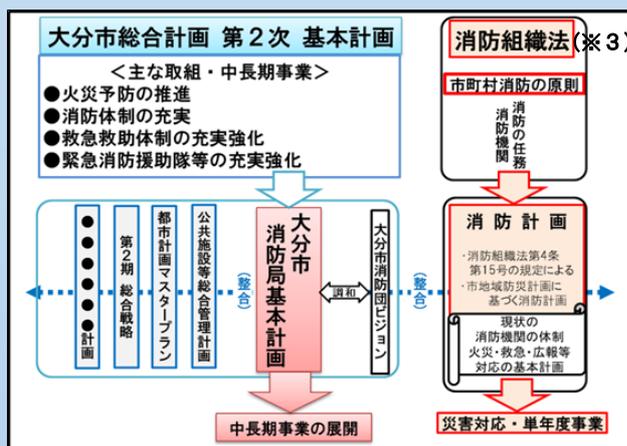
計画の位置付け

「大分市消防局基本計画」は、「大分市総合計画の個別計画」の一部として位置付けられ、『大分市民の安全・安心を支える頑丈な基礎』として存在します。

「常に中心に市民がいること」を意識し、大分市消防局の最上位計画である「大分市消防局基本計画」と、それに紐づく大分市消防局の個別計画が展開する各種政策・施策・事務事業を基礎として、『人的資源(ヒト)・・・教養訓練』『財政資源(モノ・カネ)・・・予算』『情報発信(情報)・・・広報』の三つが本市にいる住民全てを支える強い柱となります。

そして、「大分市総合計画」は、本計画を支える土地であり、その上で職員一人ひとりの手により、当局の基礎と柱を将来にわたり持続し、充実・強化していきます。

計画のイメージ図



基本的な政策

◎総論について

「策定の趣旨」に始まり、「計画の位置付け」や「消防を取り巻く社会の動向」を記載しています。この動向には、地域の実情の基礎となる人口動態や、大分市総合計画、都市計画、地域防災計画などが示す“まち”の状況や地勢、これまでの自然災害、危惧される地震災害などを盛り込み、さらに「消防に関する市民の意識」を加えたうえで、大分市総合計画に基づいた動向と課題、基本方針を明記しております。

◎各論について

大分市総合計画にある、4つの主な取組に紐付くように4つの章に分け、章内を節に整理したうえで、節ごとに「現状と課題」、「現状と課題に関する統計」、「課題に対する取組」、「取組により達成すべき指標（目標）」を列記しています。

指標については、大分市総合計画の指標達成につながるよう、きめ細やかに設定しています。

第1章 火災予防の推進について

火災予防は、統計から分析された結果をもとに、大分市総合計画に掲げる4つの主な取組との整理を行ったうえで取組を設定しました。主なものとしては、火災予防を目指した広報や防火指導、各種団体と連携する取組などで、従前の計画より具体化したものとなっております。

第2章 消防体制の充実について

消防体制は、2019（令和元）年度・2020（令和2）年度に、当局警防課と消防署において検討された「消防力作業部会」を基礎としています。2015（平成27）年から2019年（令和元）年の過去5年間の消防車の出動状況（年間平均697件、2015（平成27）年との比較で約100件の増加傾向…）等の統計から、部隊編成の変革を必要とすることが分析されました。社会経済情勢の変動に随時対応するため、大きな予算が伴う車両、装備の購入事業、庁舎の修繕等に関する考え方を示しました。

人材育成推進事業については、「大分市消防局人材育成基本ビジョン2016」を基本とし、整理した取組となっております。

大分市消防団関連の2事業については、消防団が主体として推進する「大分市消防団ビジョン」（※4）関連事業への消防局が行う支援事業を盛り込み、指標を設定しました。

消防通信施設事業については、現行の通信指令施設の安定性、拡張性を維持する方向性を明記したうえで、共同運用に関する事業も、本市の姿勢をふまえて運用開始に向けた検討を記載したところです。

この共同運用に関する事業の記載箇所については、今後の進捗状況をふまえた微調整が必要なものと考えております。

第3章 救急救助体制の充実について

救急救助体制の充実は、救急関係が第1節から第4節、救助関係が第5節となっております。

救急関係については、人口動態と連動した救急需要への応需策として、救急業務の高度化（※5）への取組に始まり、救急業務の質の確保、向上に関するメディカルコントロール体制（※6）の充実、業務効率も見据えた救急資器材（※7）の確保、管理方法などが第1節に記載されています。

第2節では、大規模災害への対応も見据えた医療機関等との連携を具体化し、第3節では、大分市総合計画に掲げた応急手当の実施率向上につながる救命講習と、AED（※8）関係の広報活動を記載し、予防救急や新たな感染症対策、訪日外国人への対策などを具体化したものとなっております。

救助関係については、救助要請の増加傾向、特異事案への対応、年間の要救助発生件数が少ない地区についても軽視することなく、いち早く救助活動が開始できるような取組のほか、大規模化、複雑化する事案に対応していくこととしています。

第4章 緊急消防援助隊等の充実・強化について

緊急消防援助隊等（※2）の充実・強化は、大分市総合計画と同様に、受援体制を軸としたものとして意識しつつ、応援体制の充実を図ることで、受援時の強化にもつながるよう、ソフト的な体制と人材育成のための訓練に着目した取組としました。なお、その取組は、緊急消防援助隊用の車両の安定的な更新や、IRT（※9）関連も含めたものとしています。



けしモン

分野別事業内容

第1章 1節～4節 火災予防の推進について

第1節 効果的な火災抑止対策事業

1. 火災調査の結果を集約、分析し、データに基づく効果的な火災抑止対策を推進します。
2. 各種広報媒体を利用した啓発活動を実施します。
3. 火災調査員を育成し、調査技術の向上を図ります。
4. 火災調査から予防施策へ反映する体制を確立します。



第2節 住宅防火推進事業

1. 住宅用火災警報器の機器の交換や維持管理方法の周知に取り組みます。
2. 地区の訓練に出向し、防火講話・訓練指導を実施します。
3. 広報媒体の特性を利用した、各世代に適した広報活動に取り組みます。
4. 高齢者に重点を置いた、消防団や女性防火クラブ、市の関係機関と連携した啓発活動を推進します。



第3節 消防予防査察事業

1. 規程に基づき、計画査察を100%実施します。
2. 職員の査察技術、違反処理能力等の向上を図ります。

第4節 防火意識・知識普及事業

1. 参加や観覧しやすいイベントを開催し、市民が消防を身近に感じることで、より防火に関する知識を得やすくなるよう取り組みます。
2. 地域に根ざしている関係団体と連携し、家庭及び地域の防火を目的とした啓発活動を推進します。
3. 地震体験車を活用した防火啓発活動に取り組みます。
4. 火災の特性を分析、その結果を活用した地域の特性に応じた火災予防広報活動に取り組みます。
5. 消防団と連携し、幼年期の防火意識の醸成を図ります。

第2章 1節～4節 消防体制の充実について

第1節 消防隊等の強化のための改革

1. 火災原因調査体制の再構築・専門化を図ります。
2. 部隊の専門化を図ります。
3. 消防署(所)の地域性に応じた能力の強化・人員の最適化を図ります。
4. 指揮隊(※10)の強化を図ります。



第2節 部隊充実に向けた車両・装備等の整備事業

1. 新規車両、既存車両を導入します。
2. 消防車両等の仕様並びに適正配置を図ります。
3. 狭隘地区への対応の強化を図ります。
4. 消防資機材(※1)の適正配備を図ります。
5. 消防資機材(※1)の充実を図ります。
6. 規格の統一や小型化軽量化を図ります。



第3節 消防力維持のための整備事業

1. 消防車両・資機材(※1)の維持管理を図ります。
2. 消防資機材(※1)の更新を図ります。

第4節 消防水利充実事業

1. 適切な維持管理に努めます。
2. 防火水槽(※11)を新設します。
3. 既存の防火水槽(※11)を整備点検調査します。
4. 消火栓(※12)の整備を図ります。





分野別事業内容

第2章 5節～10節 消防体制の充実について

第5節 消防施設事業

1. 計画的な予防保全による消防庁舎の維持管理を図ります。
2. 必要に応じた施設の環境整備（女性施設等）を図ります。
3. 将来の本市における消防庁舎の適正な配置を調査研究します。



第6節 消防通信施設事業

1. 通信指令システム装置の更新時には、大規模災害時に備えた安定性と新たな通信手段に対応できる拡張性を持たせ、情報通信機能の適切な維持を図るとともに、情報通信機器に精通したIT知識豊富な職員の育成に努めます。
2. 救命率向上に向け、積極的に機会をとらえて救急関連をはじめとする各種研修に参加し、知識と技能の維持及び向上を図ります。

第7節 人材育成推進事業

1. 消防力を充実させるためには、人的資源が最も基本的かつ重要な要素であることから、社会情勢の変化をふまえた、「人材育成基本ビジョン2016」を適宜見直し、人材育成を推進、目指すべき職員像の実現に取り組みます。
2. 消防に寄せられる市民の信頼や期待に応えるためにも、高度化、専門性の概念に捉われず、消防の責務を自覚し、自己学習に取り組み、職員自ら「学び合い、教え合う」行動（考勤）を実現するため、組織支援の構築に努めます。

第8節 人材育成環境の整備・充実事業

1. 職員の知識や技術のさらなる向上のため、さまざまな災害対応を予測した研修や訓練施設等の調査・研究に取り組みます。

第9節 消防団の充実に向けた活性化推進事業

1. 消防団が行う認知度向上に向けた取組を支援できるよう、地域住民説明や広報などを通じた協力をを行います。
2. 消防団が主体となって行う「かた屋消防団(※13)」の普及を支援できるよう、関係団体への説明や広報などを通じた協力をを行います。
3. 消防団の協力を得て、随時連携した防火啓発施策を行います。
4. 消防局が主催（共催）する行事を企画する際に、より多くの市民が集える内容について検討します。



第10節 消防団の強化に向けた相互連携事業

1. 消防団員が、各署所において日常的に実施する訓練へ参加できる仕組みを作り、管轄ごとに消防団との連携強化を支援します。
2. 消防団の施設や装備、資機材(※1)について、充実・強化に努めます。
3. 消防局が防災関係部局と連携し、地域防災の中核として自主防災組織等への指導的役割を担う消防団員に対し、指導方法や内容などについて研修を行える環境づくりを図ります。





分野別事業内容

第3章 1節～5節 救急救助体制の充実について

第1節 救急業務高度化事業

1. 高度な救命処置(※14)が行える救急救命士を養成します。
2. 教育体制の充実を図ります。
3. メディカルコントロール体制(※6)の充実・強化を図ります。
4. 救急資器材(※7)の整備を行います。
5. 救急業務に関する統計の分析・研究を行います。



第2節 関係機関連携推進事業

1. 医療機関及び救急関連団体(※15)等との連携を図ります。

第3節 応急手当普及啓発事業

1. 市民ニーズに対応した救命講習を開催します。
2. AED(※8)の設置促進と場所の周知を行います。
3. 救マーク制度(※16)の広報を行います。
4. バイスタンダー(※17)による心肺蘇生の実施促進を図ります。
5. 予防救急(※18)の推進を図ります。



第4節 救急需要対策事業

1. 救急体制の強化を図ります。
2. 救急車の適正利用啓発を行います。
3. 救急安心センター事業(＃7119)(※19)について調査・研究を行います。
4. 感染症対策を行います。
5. 訪日外国人への対応を行います。



第5節 救助体制整備事業

1. 救助体制の強化を図ります。
2. 教育・訓練を実施します。
3. 資器材(※1)の整備を行います。

第4章 1節～2節 緊急消防援助隊等の充実・強化について

第1節 緊急消防援助隊等(※2)整備事業 ～ 受援体制の充実・強化 ～

1. 受援体制の整備を図ります。



第2節 緊急消防援助隊等(※2)整備事業 ～ 応援体制の充実・強化 ～

1. 応援体制の整備を図ります。
2. 国際消防救助隊(IRT)(※9)の教育・連携強化を図ります。



目標設定

第1章 火災予防の推進



節-取組	指標名	指標の考え方	2019 現状値	2031 目標値
1-3	火災調査実務研修、 火災調査研究会等の研修会 の研修参加人数	火災調査員の調査技術の向上 を図るため、火災調査実務研 修、火災調査研究会等の研修 会を行い、その研修参加累計 人数（10年）を指標とします。	145人	1,500人 (累計)
2-1	総務省消防庁が示した 住宅用火災警報器設置状況 調査方法に基づく 住宅用火災警報器の設置率	総務省消防庁が示した住宅用 火災警報器設置状況調査方 法に基づく設置率を指標としま す。	91.36%	93%
2-2	地域に根ざした関係機関と 連携した訓練回数の割合	自主防災訓練時に消防職員と 消防団員と一緒に指導した割 合を指標とします。	職団員 17.0%	職団員 20%
2-4	住宅火災の出火率	大分市総合計画の指標	1.275	現状値 以下
3-1	防火対象物(※20)査察率	計画査察率100%を目指すた め、査察率そのものを指標と します。	一般対象物 100% 危険物 100%	100%
3-2	予防技術検定合格率	査察技術、違反処理能力の向 上を図るため、予防技術検定 合格者を増やし、その合格率 を指標とします。	55%	60%
4-2	女性防火クラブの 啓発活動回数	家庭及び地域の防火を目的と するため、女性防火クラブの 啓発活動回を指標とします。	10回	現状値 以上
4-4	火災原因件数 (地域における火災特性を 分析し、その火災件数の増 減を追跡調査)	方面隊別火災原因で最も多い 原因件数を前年より減少させ ることを指標とします。	全地域 34件 (累計)	方面隊 別に 現状値 以下

目標設定

第2章 消防体制の充実



節-取組	指標名	指標の考え方	2019 現状値	2031 目標値
7-1	配属3年職員の 中型運転免許(※21)取得率	消防車を運転するために必須の資格。配属3ヵ年計画、機関員養成計画により資格取得を促進します。	100%	100%
7-1	新規大型運転免許(※22)資格取得者数	主に機関員となる消防士長以下の職員数に対する割合は約56%であり、大型免許有資格者の割合は約14%となっています。この割合を増やすことで、円滑な機関運用が可能となります。	14%	職員数に対する消防士長以下の有資格者割合 30%以上
7-2	分野別人材バンク(※23)の登録分野数	自己研鑽しやすい職員育成支援のための環境を整備します。	4分野	10分野以上
7-2	研修参加人数 (自己学習に取り組む職員、所属への組織支援体制)	自治人材育成センター等における研修を促進します。	28人	30人以上
9-1	消防局が消防団に関する説明等を行った事業所等からの入団人数	<ul style="list-style-type: none"> 消防団ビジョン(※4)策定に関する意見書において、消防局が連携し、事業所や大学に対する広報を検討するよう求められています。 消防団ビジョン(※4)検証委員会より、局側の広報不足、行政からの入団などが必要との意見があります。 以上2点から、指標カウン트의対象は官民間わず「職場」、「学生」を対象とします。 	なし	50人(累計)
10-1	署所が管轄する地域の消防団各部と、合同で訓練や研修などを実施した割合	<ul style="list-style-type: none"> 「現場での連携強化」 「消防団員の能力向上による現場対応力強化」 「相互組織の長所を共有」 	なし	100%

目標設定 第3章 救急救助体制の充実（救急）



節-取組	指標名	指標の考え方	2019 現状値	2031 目標値
1-1	大分県消防学校(※24) 救急科入校人数	救急業務に従事する有資格者を計画的に養成します。	6人	12人 (毎年)
1-1	救急救命研修所派遣人数	同上。	3人	3人 (毎年)
1-1	認定救命士(※25)の養成数	今後も救急救命士の処置範囲は拡大される可能性がありますが、これらの認定を取得し、全ての救急救命処置が可能な救急救命士を養成します。	3人以上	3人以上 (毎年)
1-2	救急救命士の 再教育取得単位割合	救急ワークステーション(※26)等の病院実習や実技講習会、学会発表等で、実動救急救命士が取得する再教育単位の取得率80%以上を目指します。	77.6%	80%以上
1-2	救急隊員の 生涯教育取得単位取得割合	救急隊員の生涯教育に定められた小隊訓練や所属研修を充実させることで、生涯教育取得単位の取得率100%を目指します。	—	100%
1-2	医学会等派遣人数	先進地の取組事例や最新の医学的知見を積極的に取り入れる視野を醸成するために各種学会に職員を派遣します。	6人	12人 (毎年)
1-2	実技講習会等参加人数	大分県メディカルコントロール協議会(※27)が策定した救急救命士の再教育単位表に掲げられる実技講習会に対して、毎年救急救命士を派遣します。	10人	12人 (毎年)
1-3	全国MC出席人数	大分市消防局救急隊員生涯教育実施要領においても、指導救急救命士の責務として全国MCへの出席が定められていることから、毎年指導救急救命士を派遣します。	2人	4人 (毎年)
1-3	事後検証会開催数	救急救命士が行った救急活動に対して行う、医師からの医学的な事後検証は重要なものであるため、各所属が6回以上の事後検証会を行います。	8回	6回以上 (毎年)
1-4	訓練用資機材(※1)整備数	救急隊員が行う救命処置の習熟を図るために、各消防署に高度訓練用的人形、装着型静脈注射トレーナー、気道管理トレーナー等を各署に配備します。訓練に対する劣化なども考慮し更新も行っています。	2器	9器
3-1	目撃のある心肺停止傷病者 に対する応急手当実施率	大分市総合計画第2次基本計画の指標として挙げられた応急手当実施率の中でもバイスタンダー-CPRの効果が高いとされる目撃のある心肺停止傷病者に対する応急手当実施率の向上を目指します。	68.20%	70%
3-1	救命講習定期開催数	救命講習について、普通救命講習や上級救命講習、応急手当普及員講習を継続し、受講者の拡大に努めます。	42回	40回以上 (毎年)
3-2	AED(※8)設置施設 新規登録数	現場に居合わせた市民がAEDを使用することの効果は非常に高いとされているため、AEDを設置している施設のAEDマップへの新規登録、年1施設以上を目指します。	過去5年 平均 1.1施設	1施設 以上 (毎年)
3-3	救マーク(※28)施設 新規認定数	AEDを設置し、救命講習の受講した従業員が常駐する施設が登録する「救マーク施設」を増やします。	過去5年 平均 1.2施設	1施設 以上 (毎年)
4-2	街頭広報啓発活動回数	市民と直接、接することができるイベントの開催を通じて、救急車の適正利用啓発活動を行います。	1回	1回 (毎年)
4-2	救急搬送件数に占める 軽症者割合	救急搬送され、病院で「軽症」と診断された傷病者の割合について、現状を維持します。	38%	40% 以下

目標設定 第3章 救急救助体制の充実（救助）



節-取組	指 標 名	指標の考え方	2019 現状値	2031 目標値
5-2	各種訓練等の実施回数	さまざまな救助要請に的確に対応するため、各種訓練を実施し、救助技術の向上を図ります。	—	各署 平均 700回 以上/年
5-2	消防救助技術指導会(※29)への参加回数	消防救助技術指導会に伴う訓練等を実施することにより、救助活動に不可欠な体力・精神力・技術力を養うことで、救助隊員を育成します。	—	1回 以上/年
5-2	大分県消防学校(※24)救助科入校人数	救助業務に関する専門的知識及び基本活動要領を習得します。	—	隔年 6人
5-2	消防大学校(※30)救助科入校人数	救助業務に関する高度な知識技術の習得。また、教育指導者としての資質の向上に努めます。	—	隔年 1人
5-2	救助技術に関する研修会等への参加回数	救助技術に必要な研修等に参加し、知識・技術を習得します。	1回	3回 以上/年

目標設定 第4章 緊急消防援助隊等の充実・強化



節-取組	指標名	指標の考え方	2019 現状値	2031 目標値
2-1	緊急消防援助隊(※2) 訓練回数	毎年度1回開催される九州ブ ロック合同への参加が必要で す。	1回	1回 以上/年
2-1	相互応援訓練回数	毎年度1回開催される九州ブ ロック合同への参加が必要で す。	1回	1回 以上/年
2-1	更新対象車両の更新	緊急消防援助隊出動対象とな る車両を更新する必要があります。	—	
2-2	IRT(※9)隊員の 教育訓練回数	局内の隊員へ対して継続的な 訓練が必要です。	6回/年	6回/年
2-2	他消防本部との訓練回数 (連携強化のため)	実災害に備え、他本部隊員と の訓練が必要です。 (IRT(※9)九州合同)	1回/年	1回/年
2-2	消防庁主催訓練への 参加回数	出動に備え、消防庁職員との 訓練と手順確認が必要です。 (IRT(※9)連携、 IRT(※9)セミナー等)	1回/年	1回/年
2-2	他市IRT(※9)隊員との 合同訓練への参加回数	実災害に備え、他本部隊員と の訓練が必要です。 (福岡市)	1回/年	1回/年

大分市消防局基本計画（概要版用）用語集

No.	用語	説明
※1	資機材 (しきざい)	主に動力がある装備機材を指す。例として救助資機材があり、消防法第36条の2に基づき制定された「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に定められた装備機材である。
※2 -1	緊急消防援助隊等 (きんきゆうしょうぼうえんじょたいとう)	緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。
※2 -2	緊急消防援助隊 (きんきゆうしょうぼうえんじょたい)	日本における全国的な消防応援の制度、及び同制度に基づく消防部隊。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。消防関係者の間では「緊援隊(きんえんたい)」と呼称されることも多い。1995(平成7)年1月17日の阪神・淡路大震災は、死者6,000人、負傷者40,000人、家屋被害500,000棟を超える被害をもたらした。兵庫県内の消防応援と併せて、全41都道府県延べ約30,000人の消防応援が実施された。しかし、戦後空前の大災害、加えて初めての事案だったこともあり、全国規模での災害派遣の体制はなく、応援部隊の初動・編成・活動等に関する規定やマニュアルが整備もされておらず、主に指揮統制や運用面で多くの課題を残した。これを契機に自治省消防庁(現在の総務省消防庁)は、1995(平成7)年6月に全国の消防機関による消防応援を迅速・円滑に実施するため、緊急消防援助隊制度を発足させた。
※3	消防組織法 (しょうぼうそしきほう)	日本の消防の任務範囲、消防責任を市町村が負うこと、消防機関の構成、などについて規定する法律。消防に関する基本法と呼ぶべき内容を有する。法令番号は、昭和22年法律第226号、1947(昭和22)年12月23日に公布された。 【参考】消防法は、主として防火に関する法律である。
※4	大分市消防団ビジョン (おおいたししょうぼうだんびじょん)	本市消防団が社会へ柔軟に対応し、地域防災の中核として、市民の安全と安心を守る組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた背策を進める指針とすることを目的として2019(令和元)年に策定。目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けた2つの目標と達成するための指針となる6つの基本施策をまとめたもの。
※5	「救急業務の高度化」とは(「きゆうきゆうぎょうむのこうどか」とは	救急業務が法制化された1964(昭和39)年頃は、交通外傷や一般負傷のけがによる救急要請が主であったが、昭和の後期以降は、高齢化による急病での救急要請が増加してきた。これに伴い搬送が主だった救急業務について、現場で医学的な処置を行うことにより救命率向上につながるのではという議論がはじまり、1991(平成3)年には救急救命士法が施行された。現在では救急隊が許された医学的な処置を現場で実施しながら搬送することが救命率の向上として求められており、この流れが「救急業務の高度化」と呼ばれている。
※6	メディカルコントロール(MC)体制 (めでいかるこんとろーるたいせい)	救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導・助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制のこと。
※7	救急資器材 (きゆうきゆうしきざい)	比較的小さく容易に持ち運びできる装備機材を指し、主に救急車に搭載される器具等を指す。
※8	AED (えーいーでいー)	“Automated External Defibrillator”の略で、自動体外式除細動器という。心停止(必ずしも心静止ではない)の際に、機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。除細動器の一つであるが、動作が自動化されているため、施術者が非医療従事者でも使用できる。
※9	IRT (あいあーるてい)	“International Rescue Team”の略で、国際消防救助隊のこと。国際緊急援助隊(JDR: Japan Disaster Relief Team)の救助チームとして編成されている消防の部隊で、政令指定都市及び中核市の77消防本部、599名が登録しており、本市においても6名の隊員を登録している。主な役割は、国外の被災地での被災者の検索、救助、応急処置等を任務としている。 日本の救助チームは、国際捜索救助諮問グループ(INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group)より能力評価で、最高分類の高評価「重(ヘビー)」の評価を受けており、統一した技術や知識等を習得し、習熟するために積極的な連携訓練及び習熟訓練を行う必要がある。その習得した技術や知識等は、消防局内で共有し、本市の災害現場において生かすことが重要である。
※10	指揮隊 (しきたい)	部隊を統括する大隊長の他、2～3名の隊員が所属する隊。災害現場において災害の情報収集、部隊の統制を行なうことを任務とする。
※11	防火水槽 (ぼうかすいそう)	消火用の水をためておく容器。小火(ぼや)対策程度の小さなものから、消防車に水を提供する、地下に設置した大型のものまである。市が公費で設置したものや、自治会が独自に設置したものがある。
※12	消火栓 (しょうかせん)	消火活動に必要な水を供給する為の設備。大きく分けて、主に消防隊が用いる消防水利として設置されたものと、消防法等により建築物等に消防用設備として設置を義務付けられ、主に一般人や自衛消防隊が用いるものとの二種類がある。本計画では、消防水利としての消火栓を指す。
※13	かた昼消防団 (かたひるしょうぼうだん)	消防団が子どもに対して消防に関する防災体験教育を行い、将来の地域防災を担う人材を育てるとともに、顔の見える防災を作るための効果的な取組。 なお、「かた昼」とは、大分弁で「半日」を指し、子どもの負担にならない程度の回数と時間で取り組んでいる。

大分市消防局基本計画（概要版用）用語集

No.	用 語	説 明
※14	「高度な救命処置」と呼ばれる3行為 （「こうどなきゅうめいしょち」とよばれる3こゝい）	救急救命士は、国家資格を取得した後に、医療機関での実習などを行うことで初めて実施可能となる処置がある。現在、心肺停止時に行う気管挿管、薬剤投与、心肺停止前輸液とブドウ糖投与という3つの救命処置について、それぞれの実施資格を得るための認定制度がある。また、実施後は必ず医師から、医学的に正しい判断の上行った行為であるか事後検証を受けなければならない処置である。
※15	救急関連団体 （きゅうきゅうかんれんだんたい）	「大分救急医学会」などの、病院前救護について連携が必要な団体のこと。大分救急医学会は、大分県の救急医療につき検討し、地域のための救急医療の発展に努めることを目的とした学会であり、救急隊員部会・市民へのBLS（一次救命措置：主に胸骨圧迫と人工呼吸からなる心肺蘇生法やAEDの使用）普及部会等の部会が設置されている。
※16	救マーク制度 （きゅうまーくせいど）	救マークとは、ホテル・旅館、店舗、公共施設等、不特定多数の人が利用する施設において万が一、誰かが急病で倒れけがをした場合に、AEDを含めた適切な応急手当（人工呼吸や胸骨圧迫、止血など）ができ、なおかつ119番通報や救急車の誘導など、スムーズに救急隊に引継ぎができる施設に交付し、救命講習受講者が施設に常駐することで、利用者に「安心して利用できる施設」であることを表示するもの。 本市では、2010（平成22）年より、救マーク制度を設け、2020（令和2）年4月1日現在で213施設が登録している。
※17	バイスタンダー （ばいすたんだー）	目の前で人が倒れた場合に居合わせた人。
※18	予防救急 （よぼうきゅうきゅう）	救急車で搬送される事例の中で、転倒や転落による「けが」などの事故は、ほんの少しの注意や事前の対策といった、日頃からの心がけや環境づくりを取り組むことで防げることがある。家庭内での転倒や転落、入浴中の事故、熱中症等防ぐことのできる事故として、「事故を未然に防ぐこと」この取組を「予防救急」と言う。
※19	救急安心センター事業 （#7119） （きゅうきゅうあんしんせんたーじぎょうしゃーぶなないちいきゅう）	急なけがや病気をしたとき、救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど、その判断に迷う場合、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が救急安心センター事業（#7119）である。寄せられた相談は、電話口で医師、看護師、相談員が話を伺い、病気やけがの症状を把握して、救急車を呼んだ方がいいか、急いで病院を受診した方がいいか、受診できる医療機関はどこか等を案内する。総務省重点施策2021として、消防防災施設整備費補助金等の整備に係る支援を行い、総務省消防庁が当該事業の全国展開を推進している。
※20	防火対象物 （ぼうかたいしょうぶつ）	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第2項では、「防火対象物とは、山林または舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう」と定義されている。多数の人（デパートのように不特定多数の場合も、工場のように特定多数の場合もある）が入り出したり、敷地が広大もしくは構造が巨大なものである建築物では、火災が発生した場合、人的・物的に甚大な被害が生じることが十分考えられる。そこで、通常の建造物よりも厳しい防火管理が求められることから、法的に必要な措置（防火管理者の選任など）を講じるために防火対象物の制度が設けられた。
※21	中型運転免許 （ちゅうがたうんてんめんきょ）	2007年（平成19）年施行の改正道路交通法で新設された、新たな免許区分である。2007年法改正以前の「普通自動車」としていた者の運転免許証は、道交法改正で中型自動車の8トン限定免許（免許証の条件欄に『中型車は中型車（8t）に限る』と表記される）となった。なお、これらの「8トン」は車両総重量を指す。 【参考】中型自動車とは、日本の道路交通法令における自動車の区分のひとつである。大型自動車に該当しない自動車のうち、車両総重量7,500kg以上11,000kg未満、最大積載量4,500kg以上6,500kg未満、または乗車定員11人以上29人以下であるものを指す。具体例としては、一般的な「4トン（積）トラック」及び「6トン（積）トラック」、「マイクロバス」が該当する。
※22	大型運転免許 （おおがたうんてんめんきょ）	2007（平成19）年施行の改正道路交通法で中型運転免許が新設され、大型運転免許を必要とする車両規模の下限が、改正前の特定大型車（政令大型車）に相当するものに変更された。この（新）大型免許については、21歳以上で3年以上の運転経験を持つ者が受験資格（自衛官を除く）となる。 【参考】大型自動車とは、車両総重量11,000kg以上、最大積載量6,500kg以上、または乗車定員30人以上であるものを指す。
※23	分野別人材バンク （ぶんやべつじんざいばんく）	大分市消防局の人材育成に特化した枠組みであり、豊富な経験又は専門的な知識若しくは技術を有する人材と学び合い、教え合うことにより、人材育成による組織の活性化及び組織目標達成に役立てることを目標とした制度。
※24	大分県消防学校 （おおいたけんしょうぼうがっこう）	複雑多様化、大規模化する各種災害に対応するため、消防職員、消防団員及び消防関係者に対し、消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、消防に関する知識、技術の修得、規律の保持、協同精神の涵養を図り、もって地域住民の期待と信頼に応え得る近代消防人を育成することを目的に設置された大分県の機関である。大分県由布市に置かれている。
※25	認定救命士 （にんていきゅうめいし）	医療機関での実習などを行うことで、初めて実施可能となる処置の実施資格を得た救急救命士が「認定救命士」と呼ばれている。

大分市消防局基本計画（概要版用）用語集

No.	用 語	説 明
※26	救急ワークステーション (きゅうきゅうわーくすてーしょん)	救急車と救急隊員3人を派遣し、実習を行う場所。救急事故が発生した場合は、救急隊は医療機関から出動する。 なお、状況に応じて医師が同乗して出動し、現場で必要な処置を行う。
※27	大分県メディカルコントロール協議会 (おおいたけんめでいかるこんとろーるきょうぎかい)	消防法35条の8のなかで、救急搬送の基準と病院前救護（救急活動）に関することを協議する場として、救急搬送協議会の設置が都道府県に義務付けられている。この救急搬送協議会の傘下に、救急活動の質を保証するための大分県メディカルコントロール（MC）協議会が置かれている。
※28	救マーク(制度) (きゅうまーくせいど)	救マークとは、ホテル・旅館、店舗、公共施設等、不特定多数の人が利用する施設において万が一、だれかが急病で倒れけがをした場合に、AEDを含めた適切な応急手当（人工呼吸や胸骨圧迫、止血など）ができ、なおかつ119番通報や救急車の誘導など、スムーズに救急隊に引継ぎができる施設に交付し、救命講習受講者が施設に常駐することで、利用者に「安心して利用できる施設」であることを表示するもの。 本市では、2010（平成22）年より、救マーク制度を設け、2020（令和2）年4月1日現在で213施設が登録している。
※29	消防救助技術指導会 (しょうぼうきゅうじょぎじゅつしどうかい)	1972（昭和47）年から毎年、一般財団法人 全国消防協会が開催する全国大会。救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、全国市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としている。 なお、全国大会の前に九州大会、大分県大会がある。
※30	消防大学校 (しょうぼうだいがっこう)	消防組織法第5条、総務省組織令第152条を設置根拠とする総務省消防庁の施設等機関で、教育訓練機関である。国、地方公共団体の消防上級幹部に対し、必要な知識、技能、指導能力及び管理能力を修得させるための教養を行うほか、消防業務に関する研究を行う機関であり、東京都調布市に置かれている。「消防大学」と略称される例があるが、学校教育法第1条に定められた大学（文部科学省が所管）ではない。消防上級幹部等を対象とする省庁大学校であり、一般の新規高卒者を入学対象とする施設ではない。



大分市消防局 基本計画 2031

安全・安心なまちづくり

Oita City Fire Department
Basic Plan 2031